事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

記

- 1. 事業の種別
 - 第二種貨物利用運送事業
- 利用運送に係る運送機関の種類 外航海運
- 3. 運賃及び料金 消費者を対象としないため省略
- 4. 利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
横浜港、東京港、名古屋港、神戸港、大阪港、	北米地域、ヨーロッパ地域、中近東地域、
仙台港、常陸那珂港、日立港、清水港、広島	オセアニア地域、中南米地域、アフリカ地
港、門司港、下関港、博多港、徳山港、その他	域、アジア地域

5. 業務の範囲

国際複合輸送

6. 利用運送約款

JIFFA国際複合輸送一貫運送約款及びJIFFA WAYBILL約款(令和元年8月2日国官参物第60号認可)を適用する。

詳細は別途掲示する。

7. 貨物集配の拠点

仕立地	仕向地
横浜、東京、名古屋、神戸、大阪、仙台、常陸 那珂、日立、清水、広島、門司、下関、博多、徳 山、その他	